

富山県と関西電力株式会社との包括連携と協力に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力による、「富山県カーボンニュートラル戦略」及び地域のGX（グリーントランスフォーメーション）の推進等を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1） 環境・エネルギーに関すること
- （2） 産業振興に関すること
- （3） 地域共生・人財育成に関すること
- （4） スタートアップに関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要な都度、協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和9年3月31日までとし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を継続するものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について本協定の目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の事前の電磁的方法（電子メールを含む）又は書面による承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

- （1） 相手方から開示を受けた時点で、既に公知となっているもの
- （2） 相手方から開示を受けた時点で、既に自ら保有していたもの
- （3） 相手方から開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となったもの
- （4） 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
- （5） 相手方から開示された情報によることなく、独自に開発又は取得したもの

2 甲及び乙は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年5月15日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事

新田 八朗 (自署)

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
代表執行役副社長

藤野 研一 (自署)